

## 生活のきまり

生徒は人間として、他を尊重する精神を忘れてはならない。ひとりひとりが、大切な人格を持っているからである。

そのために、常に礼儀をたっぴ、他人に不快の念をおこさせるような言動は慎まなければならない。

同時に、高校生としてあるべき姿を心にとどめ、克己心を忘れることなく、厳正な行為を心がけなければならない。自分の軽率な言動が、友人その他の名誉を傷つけ、大きな迷惑をかけることがあってはならないからである。

よって、高校生として恥ずべき行為として、以下の事柄を禁止する。

- (1) 暴力・暴言・喫煙・飲酒・薬物使用等の行為
- (2) 原則として、制服での車・オートバイの運転・同乗
- (3) 風紀上好ましくない場所への出入り
- (4) 公共物の破損・汚損
- (5) 学校の名誉・信用を失墜させる行為

### 1 頭髪・服装・上履

髪型、服装等については常に小川高校生としての自覚を強く持ち、端正なものとする。

- (1) 頭髪の染色、脱色、著しい髪の変形異形は

禁止する。

- (2) 登下校を含め、学校生活にあっては次のように学校指定の制服を着用する。原型をくずす制服の加工は一切認めない。
- (3) 休日、休業中の登下校の際にも制服を着用する。
- (4) 学校指定の制服

#### ① 【冬期制服】

男子 上着、ズボン、白無地Yシャツ、ネクタイ

女子 上着、スカートまたはハーフパンツ、白無地Yシャツ、リボンまたはネクタイ

※防寒の為に、カーディガン・セーター・ベストを着用する場合は、Vネック型で濃紺または黒で無地のものに限る。

※ブレザーの上に着用するコートは、華美でないものとする。

- ② 【夏期制服】 6月1日から9月30日までとする。

(ただし、前後各2週間は移行期間とし、冬期・夏期制服のいずれでも良い。)

男子 ズボン、白無地Yシャツ、ネクタイ

女子 スカートまたはハーフパンツ、白無地Yシャツ、リボンまたはネクタイ

【夏期略装】(ただし、式典等の学校行事の

場合は略装を認めない。)

男子 スボン、襟付きシャツ

女子 スカートまたはハーフパンツ、襟付きシャツ

※カーディガン・セーター・ベストを着用する場合は、Vネック型で濃紺または黒で無地のものに限る。ただし、カーディガン、セーターでの登校は禁止とする。

※襟付きシャツは白無地とし、カラーは不可。

- (5) 上履は、本校指定のもので該当する学年色のものを使用する。
- (6) 体育館履は本校指定のものを使用し、体育館履を上履として使用しない。
- (7) やむをえぬ事情で本規定以外の服装をする場合は保護者から「**異装願**」を提出する。

## 2 登校・下校

- (1) 始業時刻 予鈴8時25分 本鈴8時30分  
予鈴までに登校する。
- (2) 下校時刻 16時50分  
最終下校時刻は16時50分である。顧問、担任が残留を認めた場合は18時30分まで最終下校時刻を延長してもよい。
- (3) 登校後から授業終了時まで、外出禁止とする。ただし、やむをえない場合は、「**外出願**」によって許可を受ける。

## 3 欠席・遅刻・早退・忌引・公欠

- (1) 欠席・遅刻の場合は午前8時以降速やかに、電話連絡により、学級担任に連絡し、欠席後初めて登校した際に「**欠席届**」(生徒手帳)を学級担任に提出する。(classiでの欠席連絡も可とする。)
- (2) 授業開始後20分までは遅刻とし、それ以降は欠課(欠席)とする。
- (3) 早退するときは、「**早退届**」(生徒手帳)にその理由を記入し、学級担任の許可を得る。
- (4) 忌引日数は特別の場合を除き、次の範囲内とし、「**忌引届**」(生徒手帳)を学級担任に提出する。

父母	7日
兄弟姉妹	3日
祖父母・曾祖父母	3日
おじ・おば	1日
甥・姪	1日
従兄弟姉妹	1日

- (5) 学校が必要と認めたとき欠席・欠課は公欠として取り扱う。「**公欠願**」にその理由を記入し、願い出て、許可を受ける。

## 4 所持品

- (1) 所持品には必ず記名する。
- (2) 教育活動に不必要なものは持ってこない。持ってきた場合には没収することがある。

- (3) 貴重品は、ロッカーに入れて施錠する等、各自が責任を持って管理する。また多額の金銭は所持しないようにする。
- (4) 盗難・紛失・拾得物があったときは、速やかに学級担任および生徒保健部に届ける。

## 5 清掃・美化

校内・校庭は自分たちの大切な生活の場である。常に清潔に保ち、美化に心がける。清掃当番は受持区域の清掃を、責任をもって行う。

## 6 自転車通学

自転車通学については、「自転車通学許可願」を提出した生徒の内、学校から半径1.2kmより離れて自宅のある生徒に対してのみ原則許可をする。

## 7 その他

- (1) 校外においては、本校の生徒としての誇りと自覚をもって行動する。
- (2) 昼食は各自が持参し、原則として昼休み時間内に各ホームルーム教室でとる。
- (3) アルバイトは禁止とする。ただし、やむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、保護者から所定の「アルバイト届」を学級担任に提出する。
- (4) 校舎・施設・用具の使用に際しては、別途使用規定に基づき、公共物愛護の気持ちを忘れることなく、大切に扱う。なお、破損・汚損・紛失等の場合は、ただちに生徒保健部に

「破損・紛失等届」を提出する。場合によっては修理費用の全額または一部を負担させることもある。

## (5) 昼休みの活動について

- (ア) 中庭およびピロティでボールを使用することは禁止する。
- (イ) ローラースケート、スケートボード等は禁止する。

## 8 特別指導

性行不良その他、生徒としての本分に反した者は、教育上必要な特別指導をうける。指導は行為の性格を考慮し、保護者同席の特別指導・校長訓戒・謹慎等を内容とする。